

専決処分につき承認を求めることについて  
(滋賀県税条例等の一部を改正する条例)

1 趣旨

令和5年度税制改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律の成立・公布に伴って改正が必要となる滋賀県税条例等の規定のうち、令和5年4月1日に施行すべきもの等について、地方自治法第179条第1項の規定に基づく知事の専決処分により改正したので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求めようとするもの。

2 改正の概要

(1) 個人県民税

- ア 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止期限の延長【令和8年3月31日まで】(付則第12条関係)
- イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長【令和8年度分の個人県民税まで】(付則第13条の2関係)

(2) 法人事業税

通算法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合におけるその通算法人の法人事業税の確定申告書の提出期限を事業年度終了の日から2月以内とする等の見直し(第38条の5関係)

(3) 不動産取得税

- ア 特例措置等の適用期限の延長【特に記載のあるものを除き、令和7年3月31日まで】
  - (ア) 農用地利用集積等促進計画に基づき取得する土地に係る課税標準の特例措置(付則第8条関係)
  - (イ) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置(付則第8条関係)
  - (ロ) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する不動産に係る課税標準の特例措置(付則第8条関係)
  - (ハ) 投資法人が取得する不動産に係る課税標準の特例措置(付則第8条関係)
  - (ニ) 都市再生緊急整備地域等における認定民間都市再生事業に係る課税標準の特例措置(付則第8条関係)
- 【令和8年3月31日まで】
  - (カ) 公益社団・財団法人が重要無形文化財の公演のために取得する不動産に係る課税標準の特例措置(付則第8条関係)
  - (キ) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する共同利用施設に係る課税標準の特例措置(付則第8条関係)
  - (ク) サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例措置(付則第8条関係)
  - (ケ) 特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置(付則第8条関係)
  - (コ) 居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置(付則第8条関係)

- (サ) サービス付き高齢者向け住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置（付則第9条関係）
- (シ) 宅地建物取引業者が取得する既存住宅に係る税額の減額措置（付則第9条関係）
- (ス) 宅地建物取引業者が取得する既存住宅の敷地の用に供する土地に係る税額の減額措置（付則第9条関係）
- イ 心身障害者を多数雇用する事業所に係る税額の減額措置の廃止（付則第9条関係）

(4) 軽油引取税

- ア 日豪円滑化協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア軍隊が公用に供する軽油の輸入をする場合等について、軽油引取税の課税免除措置を講ずる。（第55条、第58条の2関係）
- イ オーストラリア軍隊が国内において行う軽油の引取りについて、自衛隊と同等の条件で軽油引取税の課税免除措置を講ずる。（付則第10条の2の6関係）

(5) 自動車税

- ア 環境性能割の課税標準の特例措置の延長等（付則第10条の2の12関係）
  - (ア) バリアフリー車両（ノンステップバス・リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）に係る特例措置の延長【令和7年3月31日まで】
  - (イ) 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の見直し・延長

対象車両	搭載装置	措置期間	取得価格からの控除額
バス（立席を有しないもの） 3.5t超のトラック・トラクタ	衝突被害軽減ブレーキ （歩行者検知機能付き）	R5.4.1～R7.3.31	175万円
8t超のトラック・トラクタ	側方衝突警報装置	R5.4.1～R6.4.30	175万円
	上記2装置搭載		350万円

- イ グリーン化特例（種別割の税率の特例措置）の延長【3年延長】（付則第10条の3関係）

特例割合		適用対象車
軽課 （取得翌年度）	75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車 2030年度基準90%達成（営業用乗用車のみ）※令和7年度取得分まで
	50%軽減	2030年度基準70%達成（営業用乗用車のみ）※令和6年度取得分まで
重課	15%重課 （バス・トラックは10%重課）	ガソリン車（13年超）※ハイブリッド車は含まない ディーゼル車（11年超）

(6) その他必要な規定の整備

3 施行期日

令和5年4月1日（ただし、2(4)は、日豪円滑化協定（日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定）の効力発生の日から施行）

## 滋賀県税条例等の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、個人の県民税、法人の事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税等について改正を行おうとするものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部改正（第1条関係）

##### ア 個人の県民税

(ア) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和8年3月31日まで延長することとします。（付則第12条関係）

(イ) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和8年度分の個人の県民税まで延長することとします。（付則第13条の2関係）

##### イ 法人の事業税

通算法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合におけるその通算法人の法人の事業税の確定申告書の提出期限について、次のとおり改めることとします。（第38条の5関係）

(ア) その通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の事業税の確定申告書の提出期限について、その事業年度終了の日から2月以内とすることとします。

(イ) その通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度について、法人の事業税の確定申告書の提出期限の延長の特例を適用できることとします。

##### ウ 不動産取得税

(ア) 次のとおり特例措置等の適用期限を延長することとします。

a 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

b 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

c 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

d 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

- e 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）
  - f 公益社団法人または公益財団法人が取得する文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）
  - g 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）
  - h 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）
  - i 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）
  - j 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）
  - k 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとします。（付則第9条関係）
  - l 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとします。（付則第9条関係）
  - m 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限る。）の取得後2年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のもの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとします。（付則第9条関係）
- (イ) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置を廃止することとします。（付則第9条関係）

## エ 軽油引取税

- (ア) 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊（以下「オーストラリア軍隊」という。）が公用に供する軽油の輸入をする場合等について、軽油引取税の課税免除措置を講ずることとします。（第55条、第58条の2関係）
- (イ) オーストラリア軍隊が国内において行う軽油の引取りについて、自衛隊と同等の条件で軽油引取税の課税免除措置を講ずることとします。（付則第10条の2の6関係）

## オ 自動車税

- (ア) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車または一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとします。（付則第10条の2の12関係）
- (イ) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとします。（付則第10条の2の12関係）
- (ウ) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとします。（付則第10条の2の12関係）
- (エ) 車両総重量が8トンを超える一定のトラック（被けん引自動車を除く。（オ）および（カ）において同じ。）のうち、側方衝突警報装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、通常の取得価額から350万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとします。（付則第10条の2の12関係）
- (オ) 車両総重量が8トンを超える一定のトラックのうち、側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和6年4月30日まで延長することとします。（付則第10条の2の12関係）
- (カ) 一定の乗用車、バスまたは車両総重量が3.5トンを超える一定のトラックのうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から175万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとします。（付則第10条の2の12関係）
- (キ) 排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割

の特例措置について、次のとおり延長することとします。(付則第10条の3関係)

a 環境負荷の少ない自動車

(a) 令和5年度から令和7年度までの間に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね100分の75を軽減する特例措置を講ずることとします。

(b) 令和5年度および令和6年度に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね100分の50を軽減する特例措置を講ずることとします。

b 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車ならびに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)、一般乗合用のバス、被けん引自動車およびキャンピング車を除く。)に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね100分の15(バスおよびトラックについては概ね100分の10)を重課する特例措置を講ずることとします。

(a) ガソリン自動車または石油ガス自動車で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(b) 軽油自動車その他の(a)に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(2) 滋賀県税条例等の一部を改正する条例(令和4年滋賀県条例第32号)の一部改正(第2条関係)

(1)ウ(ア) a に伴う所要の措置を講ずることとします。(滋賀県税条例等の一部を改正する条例付則第7項関係)

3 その他

(1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。ただし、2(1)エは、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行することとします。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

(3) その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条～第38条の4 省略</p> <p>（法人の事業税の申告納付）</p> <p>第38条の5 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割等（第37条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割および所得割または同号イに掲げる法人の所得割をいう。）または収入割等（同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人もしくは同項第4号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値割および資本割または同項第3号イに掲げる法人の収入割および所得割をいう。）について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間内に、法第72条の25、第72条の26、第72条の28および第72条の29に規定する申告書を知事に提出し、およびその申告した事業税額を納付書により納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第72条の25第1項、第72条の28第1項または第72条の29第1項_____に規定する法人にあつては、次の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間内。ただし、法第72条の25第2項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）、法第72条の25第4項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）、法第72条の25第6項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第72条の25第2項または同条第7項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第72条の25第4項の規定により知事（本県と他の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所または事業所所在地の都道府県知事。アおよびイにおいて同じ。）の承認を受けた法人については、その指定した日まで</p>	<p>第1条～第38条の4 省略</p> <p>（法人の事業税の申告納付）</p> <p>第38条の5 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割等（第37条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割および所得割または同号イに掲げる法人の所得割をいう。）または収入割等（同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人もしくは同項第4号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値割および資本割または同項第3号イに掲げる法人の収入割および所得割をいう。）について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間内に、法第72条の25、第72条の26、第72条の28および第72条の29に規定する申告書を知事に提出し、およびその申告した事業税額を納付書により納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第72条の25第1項、第72条の28第1項または第72条の29第1項<u>もしくは第5項</u>に規定する法人にあつては、次の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間内。ただし、法第72条の25第2項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）、法第72条の25第4項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）、法第72条の25第6項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第72条の25第2項または同条第7項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第72条の25第4項の規定により知事（本県と他の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所または事業所所在地の都道府県知事。アおよびイにおいて同じ。）の承認を受けた法人については、その指定した日まで</p>

ア 省略

イ 法第72条の25第5項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定の\_\_\_\_\_適用を受けている法人（法第72条の25第16項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第72条の25第5項の規定の適用がないものとみなして同条第2項または第4項の規定を適用される法人を除く。） 各事業年度終了の日から4月以内（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める期間内）

(ア)・(イ) 省略

ウ 省略

(2)・(3) 省略

2・3 省略

第38条の6～第38条の9 省略

（個人の事業税の賦課徴収に関する申告または報告の義務）

第38条の10 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、毎年3月15日までに（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内）に）、施行規則第6条の7に定める申告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告の義務を有しない者で翌年度以後において法第72条の49の12第6項、第7項または第10項の規定の適用を受けようとするものは、毎年3月15日までに、施行規則第6条の7に定める申告書を知事に提出することができる。

3 知事は、前2項の規定により申告すべき事項のほか、個人の\_\_\_\_事業に

ア 省略

イ 法第72条の25第5項（法第72条の28第2項ならびに第72条の29第2項および第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている法人（法第72条の25第16項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第72条の25第5項の規定の適用がないものとみなして同条第2項または第4項の規定を適用される法人を除く。） 各事業年度終了の日から4月以内（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める期間内）

(ア)・(イ) 省略

ウ 省略

(2)・(3) 省略

2・3 省略

第38条の6～第38条の9 省略

（個人の事業税の賦課徴収に関する申告または報告の義務）

第38条の10 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定により\_\_\_\_計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、毎年3月15日までに（年の中途において事業を廃止した場合には\_\_\_\_、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内）に）、施行規則第6条の7に定める申告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告の義務を有しない者で翌年度以後において法第72条の49の12第6項、第7項または第14項の規定の適用を受けようとするものは、毎年3月15日までに、施行規則第6条の7に定める申告書を知事に提出することができる。

3 知事は、前2項の規定により申告すべき事項のほか、個人の行う事業に

対する事業税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができる。

4～6 省略

第38条の11～第54条 省略

(軽油引取税のみならず課税)

第55条 省略

2～5 省略

(新設)

第56条～第58条 省略

(新設)

(特約業者の指定等)

第58条の2 省略

対する事業税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができる。

4～6 省略

第38条の11～第54条 省略

(軽油引取税のみならず課税)

第55条 省略

2～5 省略

6 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊（同協定第1条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第58条の2において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第56条～第58条 省略

第58条の2 オーストラリア軍隊が、第55条第6項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油または自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油または燃料炭化水素油の消費に対しては、第54条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(特約業者の指定等)

第58条の2の2 省略

2～4 省略

第58条の3～第73条の3 省略

(種別割の課税免除)

第73条の4 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第3号から第6号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 省略

(6) 身体障害者、児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所もしくは知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者で雇用されることが困難なものを通所させて、必要な作業および生活への支援を行い、就労その他の社会参加の場を提供することを目的とする事業を行う法人（法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めのあるものを含む。）で知事が指定するものの当該事業の用に供するため、知事が適当と認める者が所有する自動車

2～4 省略

第73条の5～第146条 省略

付 則

第1条～第7条の4 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

2～4 省略

第58条の3～第73条の3 省略

(種別割の課税免除)

第73条の4 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第3号から第6号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 省略

(6) 身体障害者、児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所もしくは知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者で雇用されることが困難なものを通所させて、必要な作業および生活への支援を行い、就労その他の社会参加の場を提供することを目的とする事業を行う法人（法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めのあるものを含む。）で知事が指定するものの当該事業の用に供するため、知事が適当と認める者が所有する自動車

2～4 省略

第73条の5～第146条 省略

付 則

第1条～第7条の4 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行の日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該3分の1に相当する額または当該交換により失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換により失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除する。

2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社（同法第4条第1項の規定による届出を行つたものに限る。）で施行令附則第7条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第1号に掲げる宅地または建物をいう。以下この項から第4項までおよび第11項において同じ。）で施行令附則第7条第4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。）の施行の日の翌日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

3 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、同法第2条第3項に規定する投資信託で施行令附則第7条第5項に規定するものの引受けにより、同法第4条第1項または第49条第1項に規定する

第8条 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該3分の1に相当する額または当該交換により失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換により失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除する。

2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社（同法第4条第1項の規定による届出を行つたものに限る。）で施行令附則第7条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第1号に掲げる宅地または建物をいう。以下この項から第4項までおよび第11項において同じ。）で施行令附則第7条第4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。）の施行の日の翌日から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

3 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、同法第2条第3項に規定する投資信託で施行令附則第7条第5項に規定するものの引受けにより、同法第4条第1項または第49条第1項に規定する

投資信託約款に従い同法第2条第1項に規定する特定資産（次項において「特定資産」という。）のうち不動産で施行令附則第7条第6項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人（同法第187条の登録を受けたものに限る。）で施行令附則第7条第7項に規定するものが、同法第67条第1項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で施行令附則第7条第8項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

5 省略

6 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1（当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1）に相当する額を価格から控除する。

7 省略

8 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第11項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取

投資信託約款に従い同法第2条第1項に規定する特定資産（次項において「特定資産」という。）のうち不動産で施行令附則第7条第6項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人（同法第187条の登録を受けたものに限る。）で施行令附則第7条第7項に規定するものが、同法第67条第1項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で施行令附則第7条第8項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

5 省略

6 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1（当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1）に相当する額を価格から控除する。

7 省略

8 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第11項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取

得税の課税標準の算定については、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

9 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第12項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で同条第13項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合には、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。

10 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第14項に規定するものの新築を令和5年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第14項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で

得税の課税標準の算定については、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

9 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第12項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で同条第13項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合には、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。

10 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第14項に規定するものの新築を令和7年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第14項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で

施行令附則第7条第15項に規定するもの」とする。

11 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の15第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第16項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1)・(2) 省略

12・13 省略

14 都市再生特別措置法第109条の7第2項第1号に規定する者が同法第109条の9の規定による公告があつた同法第109条の7第1項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第13項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

15・16 省略

（住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第8条の2 省略

施行令附則第7条第15項に規定するもの」とする。

11 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の15第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第16項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1)・(2) 省略

12・13 省略

14 都市再生特別措置法第109条の7第2項第1号に規定する者が同法第109条の9の規定による公告があつた同法第109条の7第1項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第13項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

15・16 省略

（住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第8条の2 省略

2 前項に規定する住宅または土地の取得が第39条の12第1項から第3項まで、第39条の15の2第1項、第39条の16第1項または次条第1項、第5項もしくは第8項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の減額等)

第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 前項の減額の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 施設の所在、種類および床面積

(2) 施設の取得年月日

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律第18条第3号の助成金の支給を受けた年月日および当該支給を受けた額

(4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項

3 第39条の13から第39条の15までの規定は、第1項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合にお

2 前項に規定する住宅または土地の取得が第39条の12第1項から第3項まで、第39条の15の2第1項、第39条の16第1項または次条第2項もしくは第5項 \_\_\_\_\_ の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の減額等)

第9条 (削除)

(削除)

(削除)

いて、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第1項に規定する施設（以下この条および第39条の15第1項において「施設」という。）の取得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第1項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取得の日から3年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項の規定に該当する」とあるのは「当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律第18条第3号の助成金の支給を受けて取得した施設で住宅以外のものである」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第1項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「施設」と、「第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第1項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を令和5年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行

高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を令和7年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行

令第39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。) 1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

5 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(以下この条において「宅地建物取引業者」という。)が改修工事対象住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一部分をいう。)であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条の3第1項に規定するもの(以下この項および第8項において「住宅性能向上改修工事」という。)を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で施行令附則第9条の3第2項に規定するもの(以下この項、次項および第8項において「住宅性能向上改修住宅」という。)を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するもの

令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。) 1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

2 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(以下この条において「宅地建物取引業者」という。)が改修工事対象住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一部分をいう。)であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条の3第1項に規定するもの(以下この項および第5項において「住宅性能向上改修工事」という。)を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で施行令附則第9条の3第2項に規定するもの(以下この項、次項および第5項において「住宅性能向上改修住宅」という。)を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するもの

とされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

#### 6 省略

7 第39条の13から第39条の15までの規定は、第5項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第5項に規定する宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅（以下この項および第39条の15第1項において「改修工事対象住宅」という。）の取得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

8 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修

とされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

#### 3 省略

4 第39条の13から第39条の15までの規定は、第2項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第2項に規定する宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅（以下この項および第39条の15第1項において「改修工事対象住宅」という。）の取得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第2項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第2項」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第2項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第2項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

5 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修

工事対象住宅用地」という。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の4に規定するもの(以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。)の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円(当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分)についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合には、200とする。))を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

9 前項の減額の申請をする者は、第6項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書に前項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

10 第39条の13から第39条の15までの規定は、第8項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第5項に規定する宅地建物取引業者による同条第8項に規定する改修工事対象住宅用地(以下この項および第39条の15第1項において「改修工事対象住宅用地」という。)の取得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を

工事対象住宅用地」という。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の4に規定するもの(以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。)の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円(当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分)についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合には、200とする。))を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

6 前項の減額の申請をする者は、第3項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書に前項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

7 第39条の13から第39条の15までの規定は、第5項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第2項に規定する宅地建物取引業者による同条第5項に規定する改修工事対象住宅用地(以下この項および第39条の15第1項において「改修工事対象住宅用地」という。)の取得に対して」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を

受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第8項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

### 第9条の2 省略

2 前項の規定の適用がある土地の取得について第39条の12第1項から第3項までおよび前条第8項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「価格」とあるのは、「価格の2分の1に相当する額」とする。

### 3 省略

第9条の3～第10条の2の5 省略

受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第39条の15の2第1項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」とあるのは「当該取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「前条第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号、第2項第1号もしくは第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第39条の12第1項第1号、第2項第1号または第3項」とあるのは「付則第9条第5項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

### 第9条の2 省略

2 前項の規定の適用がある土地の取得について第39条の12第1項から第3項までおよび前条第5項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「価格」とあるのは、「価格の2分の1に相当する額」とする。

### 3 省略

第9条の3～第10条の2の5 省略



## 2・3 省略

4 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた\_\_\_\_自衛隊の船舶の使用者が、令和6年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(1)～(3) 省略

## 5 省略

(新設)

## 2・3 省略

4 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、令和6年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(1)～(3) 省略

## 5 省略

6 オーストラリア軍隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該オーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和6年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第10条の2の7～第10条の2の11 省略

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第10条の2の12 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車または同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項および次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の11第1項に規定するものに限る。)で最初の第61条第3項に規定する新規登録(以下この条から付則第10条の3の2までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得

第10条の2の7～第10条の2の11 省略

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第10条の2の12 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車または同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項および次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の11第1項に規定するものに限る。)で最初の第61条第3項に規定する新規登録(以下この条から付則第10条の3の2までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得

が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 省略

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から650万円（乗車定員30人以上の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法\_\_\_\_\_第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法\_\_\_\_\_第2条に規定する空港または同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点または終点とするもので施行規則附則第4条の11第4項に規定するものに限る。）にあつては800万円とし、乗車定員30人未満の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。）を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 省略

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の11第6項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から100万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 省略

が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 省略

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から650万円（乗車定員30人以上の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港または同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点または終点とするもので施行規則附則第4条の11第4項に規定するものに限る。）にあつては800万円とし、乗車定員30人未満の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。）を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 省略

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の11第6項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から100万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 省略

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項および第6項において同じ。）が8トンを超え20トン以下のトラック（施行規則附則第4条の11第13項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。次項第3号および第4号において同じ。）であつて、同法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項および次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第11項に規定するもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同法第41条第1項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項および次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第9項に規定するもの（次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）、同法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項および次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）および同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項および第6項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第12項に規定するもの（第6項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置および側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに限る。）で初回新規登録を

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項および第6項において同じ。）が8トンを超えるトラック（総務省令で定める被けん引自動車を除く。次項および第6項において同じ。）であつて、同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項および次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）および同条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項および第6項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（第6項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から350万円を控除して得た額」とする。

受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から525万円を控除して得た額」とする。

(削除)

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下の乗用車（施行規則附則第4条の11第15項に規定するものに限る。）またはバス（施行規則附則第4条の11第16項に規定するものに限る。）（次号において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同項の規定に

より平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 車両総重量が8トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の11第18項に規定する被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第17項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。

(新設)

7 省略

5 車両総重量が8トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第17項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。

6 乗用車（総務省令で定めるものに限る。）、バス（総務省令で定めるものに限る。）または車両総重量が3.5トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。

7 省略

(自動車税の種別割の税率の特例)

第10条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第73条の5第1項第1号ア(ア)に規定する電気自動車をいう。以下この条および次条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則第9条の2第1項に規定するものをいう。以下この条ならびに次条第4項および第5項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次条第4項および第5項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第1項に規定するものをいう。次条第4項および第5項において同じ。))およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(第66条第1項第1号に規定する電力併用自動車をいう。次条第4項および第5項において同じ。))ならびに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条および次条において同じ。)、第73条の3第1項第6号に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車およびキャンピング車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第73条の5第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 第66条第1項第1号に規定するガソリン自動車(以下この条 \_\_\_\_\_ において「ガソリン自動車」という。)または同項第2号 \_\_\_\_\_ に規定する石油ガス自動車(以下この条 \_\_\_\_\_ において「石油ガス自動車」という。)で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 第66条第1項第3号に規定する軽油自動車(次項第6号 \_\_\_\_\_ において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの

(自動車税の種別割の税率の特例)

第10条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第73条の5第1項第1号ア(ア)に規定する電気自動車をいう。次項第1号および次条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則第9条の2第1項に規定するものをいう。次項第2号ならびに次条第4項および第5項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次条第4項および第5項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第1項に規定するものをいう。次条第4項および第5項において同じ。))およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(第66条第1項第1号に規定する電力併用自動車をいう。次条第4項および第5項において同じ。))ならびに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。同条 \_\_\_\_\_ において同じ。))、第73条の3第1項第6号に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車およびキャンピング車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第73条の5第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 第66条第1項第1号に規定するガソリン自動車(次項第4号および第3項第1号において「ガソリン自動車」という。)または同条第1項第2号に規定する石油ガス自動車(次項第5号および第3項第2号において「石油ガス自動車」という。)で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 第66条第1項第3号に規定する軽油自動車(次項第6号および第3項第3号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの

初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

省略

2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第66条第1項第1号ア(ア)aに規定する排出ガス保安基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの（第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。）に適合するものまたは同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定するもの（以下この号および第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの

(3) 第66条第1項第1号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第1号ア(ア)aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同号ア(ア)bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号ア(ウ)に規定す

初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

省略

(削除)

る令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第2号ア(ア)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同号ア(ア)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの

(6) 軽油自動車のうち、第66条第1項第3号ア(ア)に規定する平成30年輕油軽中量車基準または同号ア(ア)に規定する平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円

	<u>50,000円</u>	<u>12,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>16,500円</u>
	<u>75,500円</u>	<u>19,000円</u>
	<u>87,000円</u>	<u>22,000円</u>
	<u>110,000円</u>	<u>27,500円</u>
<u>第1項第2号ア</u>	<u>6,500円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>9,000円</u>	<u>2,500円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>29,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>1,200円</u>
<u>第1項第2号イ</u>	<u>8,000円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>11,500円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>30,000円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>35,000円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>1,600円</u>
<u>第1項第2号ウ(ア)</u>	<u>7,500円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>15,100円</u>	<u>4,000円</u>
<u>第1項第2号ウ(イ)</u>	<u>10,200円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>20,600円</u>	<u>5,500円</u>
<u>第1項第3号ア(ア)</u>	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>

	<u>14,500円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>17,500円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>20,000円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>22,500円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>29,000円</u>	<u>7,500円</u>
第1項第3号ア(イ)	<u>26,500円</u>	<u>7,000円</u>
	<u>32,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>38,000円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>16,000円</u>
第1項第3号イ	<u>33,000円</u>	<u>8,500円</u>
	<u>41,000円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>12,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>16,500円</u>
	<u>74,000円</u>	<u>18,500円</u>
	<u>83,000円</u>	<u>21,000円</u>
第1項第4号	<u>4,500円</u>	<u>1,500円</u>
	<u>6,000円</u>	<u>1,500円</u>
第1項第5号ア	<u>20,000円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>24,400円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>28,800円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>34,800円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>40,000円</u>	<u>10,000円</u>
	<u>45,600円</u>	<u>11,500円</u>
	<u>52,400円</u>	<u>13,500円</u>

	60,400円	15,500円
	69,600円	17,500円
	88,000円	22,000円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

3 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(削除)

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第6項に規定するもの

第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円

	<u>9,500円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>13,800円</u>	<u>7,000円</u>
	<u>15,700円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>17,900円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>23,600円</u>	<u>12,000円</u>
	<u>27,200円</u>	<u>14,000円</u>
	<u>40,700円</u>	<u>20,500円</u>
<u>第1項第1号イ</u>	<u>25,000円</u>	<u>12,500円</u>
	<u>30,500円</u>	<u>15,500円</u>
	<u>36,000円</u>	<u>18,000円</u>
	<u>43,500円</u>	<u>22,000円</u>
	<u>50,000円</u>	<u>25,000円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>33,000円</u>
	<u>75,500円</u>	<u>38,000円</u>
	<u>87,000円</u>	<u>43,500円</u>
	<u>110,000円</u>	<u>55,000円</u>
<u>第1項第2号ア</u>	<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>29,500円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>2,400円</u>
<u>第1項第2号イ</u>	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>11,500円</u>	<u>6,000円</u>

	<u>16,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>30,000円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>35,000円</u>	<u>17,500円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>
第1項第2号ウ(ア)	<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>15,100円</u>	<u>8,000円</u>
第1項第2号ウ(イ)	<u>10,200円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>20,600円</u>	<u>10,500円</u>
第1項第3号ア(ア)	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>14,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>17,500円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>20,000円</u>	<u>10,000円</u>
	<u>22,500円</u>	<u>11,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>29,000円</u>	<u>14,500円</u>
第1項第3号ア(イ)	<u>26,500円</u>	<u>13,500円</u>
	<u>32,000円</u>	<u>16,000円</u>
	<u>38,000円</u>	<u>19,000円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>22,000円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>25,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>32,000円</u>
第1項第3号イ	<u>33,000円</u>	<u>16,500円</u>
	<u>41,000円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>24,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>

	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第1項第5号ア	20,000円	10,000円
	24,400円	12,500円
	28,800円	14,500円
	34,800円	17,500円
	40,000円	20,000円
	45,600円	23,000円
	52,400円	26,500円
	60,400円	30,500円
	69,600円	35,000円
	88,000円	44,000円
第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

4 第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に  
 対する第73条の5第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が  
 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受け  
 た場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車  
 が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受  
 けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄  
 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に  
 掲げる字句とする。

(削除)

5 次に掲げる自動車（自家用の乗用車を除く。）に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 省略

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準

\_\_\_\_\_に適合するものまたは平成21年天然ガス車基準

\_\_\_\_\_に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの

(3) 省略

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準

\_\_\_\_\_に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準

\_\_\_\_\_に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第66条第1項第1号ア(イ)に規定する令和12年度基

2 次に掲げる自動車\_\_\_\_\_に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表\_\_\_\_\_の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 省略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第66条第1項第1号ア(ア)aに規定する排出ガス保安基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するものまたは同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの

(3) 省略

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第1号ア(ア)aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同条第1項第1号ア(ア)bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第1項第1号ア(イ)に規定する令和12年度基



	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円
	50,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
	110,000円	27,500円
第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円

	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第1項第4号	4,500円	1,500円

	6,000円	1,500円
第1項第5号ア	20,000円	5,000円
	24,400円	6,500円
	28,800円	7,500円
	34,800円	9,000円
	40,000円	10,000円
	45,600円	11,500円
	52,400円	13,500円
	60,400円	15,500円
	69,600円	17,500円
	88,000円	22,000円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の5第1項\_\_\_\_\_の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分\_\_\_\_\_の自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の5第1項第1号アおよび第4号アの規定の適用については\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表\_\_\_\_\_の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化

物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第4条の11第11項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第4条の11第12項に規定するもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準または平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第4条の11第13項に規定するもの

物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第12項に規定するもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準または平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第13項に規定するもの

第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第4号ア	4,500円	2,500円

第10条の3の2 省略

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第10条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が付則第10条の3第2項、第3項、第5項または第6項に規定する窒素酸化物の排出量またはエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第2項から第6項までの規定の適用を受ける自動車(以下この項において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をする。

2・3 省略

第10条の4～第11条の2の2 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第12条 省略

2・3 省略

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得または雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

第13条 省略

第10条の3の2 省略

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第10条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が付則第10条の3第2項または第3項に規定する窒素酸化物の排出量またはエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第2項または第3項の規定の適用を受ける自動車(以下この項において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をする。

2・3 省略

第10条の4～第11条の2の2 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第12条 省略

2・3 省略

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得または雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

第13条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項に定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(付則第13条の3第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2第1項に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項または第3項に定める日までの期間。第4項において「予定期間」という。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項に定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項に定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(付則第13条の3第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2第1項に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項または第3項に定める日までの期間。第4項において「予定期間」という。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項に定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用

する。  
3・4 省略

以下省略

する。  
3・4 省略

以下省略

滋賀県税条例等の一部を改正する条例（令和4年滋賀県条例第32号）新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～6 省略</p> <p>7 第1条の規定による改正前の滋賀県税条例付則第8条第1項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条例付則第8条第1項中「農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する」と、「令和3年4月1日_____」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日_____」とする。</p> <p>8 省略</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～6 省略</p> <p>7 第1条の規定による改正前の滋賀県税条例付則第8条第1項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条例付則第8条第1項中「農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する」と、「令和3年4月1日から令和5年3月31日まで」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日から令和7年3月31日まで」とする。</p> <p>8 省略</p>